

(仮称) 葛飾区子どもの権利条例(素案)に対する子どもの意見

| 意見No. | 学年    | 意見(原文)  | 区の考え方   |
|-------|-------|---|---|
| 1     | 小学1年生 | 権利はなんですか、知らないことばがあるから、簡単にしてほしい  | <p>子どもの権利とは、一人の人間として大切にされ成長するために必要なことです。本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことを定めております。条文については、読み手によって解釈が変わらないよう、正確かつ一義的に表現する必要があります。このため、条文には知らない言葉や分かりにくい表現もごさいますが、少しでも読みやすくなるよう、全ての漢字に振り仮名を振ったり、文末を「です」「ます」と表現するなどの工夫をしております。</p> <p>今後は、子ども向けに本条例のポイントをまとめたリーフレットを作成するなど、より多くの子どもに伝わるよう、普及啓発に取り組んでまいります。</p>   |
| 2     | 小学1年生 | このような条例が守られるといいなと思いますが、どのように管理するのか、具体的な方法が記入されるといいなと思います。子育て世帯の支援やいじめの措置などどのような場所でどのように実施されるのか  | <p>本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことを定めているため、具体的な方法に関することは規定していませんが、今後、各施策における子どもの権利の保障状況について把握し、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。</p>  |
| 3     | 小学1年生 | 地域が一体となり、児童の登下校時間帯、児童が遊んでいる時間帯に地域の方々の目をもっと配れるように協力してほしい。死角になっている場所(草むら、公衆トイレ、隙間、敷地内など)。6/21に小学1年生女児が若い男にわいせつ行為の被害があるという卑劣な事件が起きました。防犯カメラをまちじゅうに配置してほしい。 | <p>防犯活動は、区、警察、自治町会、PTA、その他様々な団体が、それぞれが出来る方法で行っており、「子どもの見守り」も含まれます。</p> <p>区の登下校時の防犯対策として、通学路の防犯カメラの設置、スクールゾーンの確保、登下校時の見守りなどを行っています。また、遊び場である公園では、死角をなくすため、木や植え込みの剪定を行っているほか、公園防犯カメラを設置する等の防犯対策を行っています。さらに、小学1年生に防犯対策として非常に有効な、防犯ブザーを配布しています。</p> <p>合わせて、子どもに対する防犯教育も大切です。「連れ去り」や「わいせつ行為」などから子どもを守るための防犯教育として「イカのおすし」という防犯標語を紹介しています。①知らない人にはついて「イカ」ない②知らない人の車には「の」らない③なにかあったら「お」おごえを出す④「す」ぐに逃げる⑤なにかあったら必ず「し」らせる、のそれぞれのキーワードを繋げた標語が「イカのおすし」です。</p> <p>最後に、街頭・通学路・公園防犯カメラについてお答えします。区内において、現時点で街頭防犯カメラは1,233台、通学路防犯カメラは246台、公園防犯カメラは191台設置されています。そのうち、街頭防犯カメラは、自治町会や商店会の方々の協力で設置されており、区では、設置に必要な整備費を助成しています。今後も防犯についての普及啓発を進めてまいります。</p> |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 4     | 小学1年生 | 保護者の収入等に関係なく全員が平等に権利が与えられること。また、地域全体で子どもの成長を踏まえた見守り、広い心を持てる社会になるような権利条例としてください。   | 条例（素案）の第4条第1項では、子どもは生まれたときから権利を持ち、その権利は大切に守られることを規定しております。また、第11条第2項では、子どもが健やかに育ち、安全で安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援することを規定しております。区は今後も、区全体に子どもの権利を守る意識が広がるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。 |
| 5     | 小学1年生 | 書いてあることはもっともらしいのですが「考慮漏れがないかどうか」の検証、判断ができませんでした。勿論、あらゆることを網羅する条例作りは現実的では無いことは承知しています。補足資料として「検討、考慮はしたが盛り込まないことにした素案とその理由」があると参考になると感じました。 | 条例案の作成に当たり、今回の子どもの意見募集のほか、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、多くのご意見をいただきました。その結果については、別途、ご意見に対する区の考え方としてお示ししています。  |
| 6     | 小学1年生 | たくさんあるので、守ること、約束を果たすことが大変だと思いました  | 今後、本条例をみなさんに知っていただくため、本条例のポイントをまとめたリーフレットを作成します。区は今後も、区全体に子どもの権利を守る意識が広がるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。   |
| 7     | 小学1年生 | とても良いと思う。   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 8     | 小学1年生 | 素案の内容について特に異論はありません。様々な家庭環境がある中で、地域全体でこれからの将来を担う大切な子どもたちを見守る事に賛成いたします。  | 区では、全ての子どもの権利が保障される社会の実現を目指しています。区全体において、子どもの権利を守り、子どもの成長を見守り支える意識を広げてまいります。   |
| 9     | 小学1年生 | この条例が決められたことによってなにかが変わるようなこともあまり無い気がします。  | 本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことについて定め、広く周知することで、区全体に子どもの権利を守る意識が広がることを目指しています。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。   |
| 10    | 小学1年生 | 言葉が難しく、意味を聞きながらでなければわからなかったです。長かったけれど、心を大切にすることは良いことだと思いました。  | 今後、本条例をお知らせするときには、具体例や分かりやすい言葉を使うなど、子どものみなさんにも分かりやすいように工夫してまいります。  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方  |
|-------|-------|--|--|
| 11    | 小学2年生 | 1人を全ての人がせめない。  | 子ども1人が全ての人にせめられることは、あってはならないことです。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |
| 12    | 小学2年生 | 子どもが安心して暮らせると良いのならば、まず保育園を増やした事で、学童が満員なり小学3年の時点で入れない新小岩エリアをどう改善するのか、早急に対応して頂きたい。子どもが1人で19時帰宅のフルタイム出勤の家庭にいる事で事件が起こることを想定して頂きたい。新小岩エリアは外国人の居住も多くとても不安です。子どもの幸せを掲げるのであれば1人で過ごすことが幸せなのかを考えてください。 | 区では、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせる環境整備の一環として、学童保育クラブの整備を学校敷地内を中心に進めてきました。新小岩エリアの小学校については、校内及び校外にも学童保育クラブを整備しており、監護の必要性が高い1年生及び障害のある児童から入会を決定しますが、受け入れできる児童数には限りがあるため、入会できない児童が出ています。今後も余裕教室の活用による学童保育クラブの受入人数の拡大や学校近隣の適切な場所への整備等、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境整備に取り組んでまいります。 |
| 13    | 小学2年生 | 同意する。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 14    | 小学2年生 | こどもだけでもみんなといっしょに楽しく遊べる場しょがほしいです。   | 条例（素案）の第6条第1号で遊ぶ権利を明記しているとおり、子どもにとって遊ぶ権利はとても大切な権利だと考えています。今後も、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。  |
| 15    | 小学2年生 | 子どもの権利条例 賛同します。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 16    | 小学2年生 | 子どもの為公園たくさん出来て喜びますが、もっと自由にボール遊べる施設を作って頂くともっと体を動かせます。最近の子どもはゲームばかりで外で体動かす場所が少なくて小学生向きの遊具も少ないです。   | 公園を新しく作る時には、ボール遊びや遊具について、利用する人たちの意見や近くに住んでいる方々の意見を聞きながら進めています。ボールで遊べる場所を作るためには、ある程度の広いスペースが必要です。区のような住宅がたくさんある所では、それほど広い公園は少ないですが、広い公園を作るときには、ボール遊び場や小学生向きの遊具の設置について検討いたします。   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 17    | 小学2年生 | 子どもは母がやることを決めるのをやめて自分でやりたいことを決めたら良いと思います。   | 条例（素案）の第6条第5号のとおり、子どもは自分に関することについて、自分で決めることができる権利があります。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。  |
| 18    | 小学3年生 | 子どもの意見を尊重する   | 条例（素案）の第3条第2号のとおり、子どもの意見を尊重してまいります。  |
| 19    | 小学3年生 | 重いタブレットを毎日持っていくのを今すぐにやめさせてください。教科書を置いてくるのではなくタブレットを置いて帰れるようにしてください。そういう地域もあります。タブレット毎日使っていません。毎日使うなら置いてきて良いのでは。重すぎます。かわいそうです。今すぐやめてください。お願いいたします。   | タブレット端末の持ち帰りの目的は、家庭学習でデジタルドリルを使ったり、コロナ等で学校に登校できない時にオンライン授業を受けられるようにしたりするためです。<br>授業でも、タブレット端末でクラスのみんなの意見を共有したり、インターネットで新しいことを調べたりするなど、もっと有効活用するように学校に伝えてまいります。   |
| 20    | 小学3年生 | 小学生活が始まり3年近くのコロナ対策をみているとわかるように、科学的、医学的に有効性が認められていないマスクについて、国として任意と言いながら学校において強制されてきた事、子どもの成長に欠かせない様々なことを奪ってきたこと、子どもの権利とは今更なんなのかと思えます。この条例ができたからといえ変わらないと思っています。   | 区では、国や東京都の考えにあわせて新型コロナウイルス感染症の対策を行ってきました。マスクについては、症状は無くても感染している人が、さらに他の人へ感染させてしまうことのないよう、体育の時間や熱中症の危険があるときなどを除いて、原則としてマスクをつけることとしていましたが、現在、マスクをつけることは求めています。本条例の制定により、区全体において、子どもの権利を守り、子どもの成長を見守り支える意識が広がるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。 |
| 21    | 小学3年生 | 子育ての街、葛飾区らしい、とても素晴らしい内容だと思います。差別やイジメは、大人だけでなく、子どもたちの間でも、その規模の違いはそれぞれですが、たくさんあると思います。子どもたちが暮らす上で、自分の国籍や、親の国籍、産まれた場所、皮膚や、髪の毛、目の色の違いによって、学校で先生に注意を受けたり、お友達に揶揄われたり、仲間はずれにされたり、イジメを受けたり、差別をされる事が無いという権利を、もう少し分大々に明言して頂けたら、沢山の外国籍を持つ人々が住む葛飾区の未来にとって、とても良いのでは無いか？と思いました。これからも安全で、安心、そして子どもたちの権利、他人の権利を尊重し、素晴らしい街づくりをよろしくお願い致します。 | 差別を受けないことについては、条例（素案）の前文、第3条4号、第5条4号、第13条第1号、第14条3号、第15条2号に明記しており、いじめ等の権利侵害の防止については、第20条に明記しています。今後も、差別やいじめを受けることがないよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 22    | 小学3年生 | 会社に通う親のために、夏休み、春休みと冬休みに、子どもに集中的に勉強したり遊んだりする場所を提供して希望します。  | 入会が必要になりますが、区内には公立と私立の学童保育クラブがあります。また、自由な遊びや学びの場として、一部の学校では三季休業中もわくわくチャレンジ広場を実施しています。そのほか、夏休みのみですが、勉強したり、体育館で遊んだりできるサマーチャレンジも一部の学校にて実施しています。今後も、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。  |
| 23    | 小学3年生 | とても良い権利条例だと思います。我が家は子どもが4人いますが全員遺伝で歯並びが悪いです。歯磨きや定期検診を受けたりしていますが矯正を勧められます。子どもが一人、二人なら可能ですが4人となると高額になるので少し考えてしまいます。歯並びが悪いと色々な悪い影響があるので治してあげたいです。同じようなご家庭が沢山あると思います。子どもの歯科矯正の助成金など充実させて頂けたら有り難いです。 | 次世代を担う子どもたちが健やかに成長するには、歯と口腔の健康な状態を保持することは重要です。歯科矯正は審美的な要素が多いため、原則、医療保険適用外となっておりますが、厚生労働大臣が定める疾患に起因したかみ合わせ異常や顎の骨の異常によって手術を必要とする場合などは保険適用となるものがあります。あわせて、育成医療の対象で医療費が控除されるものもあります。このような状況の中で、区が歯科矯正の医療費助成を行うことは現段階では考えておりませんが、今後、国や都の動向を注視してまいります。 |
| 24    | 小学3年生 | いじめ防止会を半年に一回開催してほしい   | 区立の小・中学校では、児童・生徒に対するいじめに関する授業、先生達に対する校内でのいじめ防止の研修会を実施しています。また、全校児童・生徒へのいじめアンケートを年に3回以上行っています。子どもはいじめ防止について考えるきっかけにもらい、大人はいじめ防止に取り組むようにしています。   |
| 25    | 小学3年生 | いじめ調査をしてほしい   | 区立の小・中学校では、全校児童・生徒へのいじめアンケートを年に3回以上行うこととなっています。いじめの訴えがあった時は、「学校いじめ対策委員会」を開催して先生たちが話し合い、いじめを解消できるようにします。いじめられた時や、いじめに気付いた時は、周りの大人にすぐに知らせてください。  |
| 26    | 小学3年生 | 子どもも大人も同じ人間   | ご意見のとおり、子どもは大人と同じく、1人の人間として生まれたときから権利を持っています。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 27    | 小学3年生 | <p>親に言えなくて僕が相談出来る人は先生と友達です。権利の事を話してもこのじょうれいを知らないと思います。水元体育館のとなりの広場はなぜボール遊びがダメなのか体育館の人に聞いてみました。プールのガラスに当たって危ないからと言われました。体育館を建てるときに考えなかったのでしょうか。僕が自転車で行ける場所には、ボール遊びが出来る場所が無くなりました。校庭をいつでも使えるようにしたいです。放課後僕が外遊びをするのはほとんどありません。</p> | <p>子どもの権利については、ご意見のとおり、知らない人が多い状況です。区では、子どもの権利を守るため、本条例を広く周知し、多くの方に子どもの権利について知ってもらいたいと考えています。</p> <p>また、水元体育館のとなりの広場（水元スポーツセンター公園）のボール遊びについてお答えします。公園は、基本的には、自由にボール遊びができるようになっていますが、利用マナーが悪かったり、近隣の住宅やほかの利用者に迷惑のかかるような行為があったりすると、やむを得ずボール遊びを禁止にしたり、制限をかけたりしています。水元スポーツセンター公園では、プールのガラスに当たって危ないこと以外に、近隣の住宅やほかの利用者に当たると危ないことから、ボール遊びが禁止となっています。</p> <p>区では、ボール遊びができる場所として、現在小学校26校で、主に土・日・祝日の午後に、小・中学生の個人を対象とした「校庭遊び場開放」を実施しています。学校によっては実施していない曜日があったり、小学生限定になっている場合がありますが、ぜひご利用ください。</p> |
| 28    | 小学3年生 | <p>考え方は良いと思いますが、条例を作るだけではないですよね？その条例に基づいた権限と行動が伴うようにしないと、本当の意味での発生防止や解決が出来ないと思っています。</p>   | <p>子どもの権利に関しての普及啓発を通じて、地域全体において、子どもの権利を守る意識を高め、その行動が広がっていくよう努めてまいります。</p>   |
| 29    | 小学4年生 | <p>読めない漢字があるから無くして欲しい</p>  | <p>本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことを定めております。条文については、読み手によって解釈が変わらないよう、正確かつ一義的に表現する必要があります。このため、条文には読めない漢字や分かりにくい表現もございますが、少しでも読みやすくなるよう、全ての漢字に振り仮名を振ったり、文末を「です」「ます」と表現するなどの工夫をしております。</p> <p>今後は、子ども向けに本条例のポイントをまとめたリーフレットを作成するなど、より多くの子どものために伝えるよう、普及啓発に取り組んでまいります。</p>   |
| 30    | 小学4年生 | <p>先生によって厳しさが違い、こまることがある。</p>  | <p>区立学校におきましては、人権尊重の理念に則った人権教育に取り組んでいます。区立学校の教員に対しては、人権教育研修会等を通して、人権課題である子どもの権利について、周知徹底を図ってまいります。個別の事案については、学校までご相談ください。</p>   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 31    | 小学4年生 | <p>同じ様な内容が書いてあるのでダラダラと長くても大人も子どもはもちろん、読んでいて飽きてきます。簡潔にまとめて欲しいですね。子どものイジメに関しては成長するにつれて守りきれない場面も必ずしも出てくるでしょう。その不安はどの親御さんも同じです。個人としては我が子が月には行きたくないと言葉を発したときには無理矢理に行かせることはせずに休ませようと主人と決めてます。子どもの自殺の多い世の中でいちばんの大きな不安要素です。</p> | <p>本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことについて定めており、規定している内容は、子どもの権利を守る上で必要なことと考えております。今後、リーフレットの作成や広報紙・区ホームページなどを活用した普及啓発を行う際には、ポイントをまとめ、分かりやすい表現にするなど工夫をしてまいります。</p> <p>また、区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として、平成31年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を制定しています。今後も引き続き「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に取り組んでまいります。</p> |
| 32    | 小学4年生 | 毎日みんなが楽しい生活にしたい   | 毎日みなさんが楽しい生活ができるよう、区全体で子どもの権利を大切に守ってまいります。   |
| 33    | 小学4年生 | ゲーム1日3時間以上  | 条例（素案）では、第6条第1号で遊ぶ権利を明記しており、ゲームも含まれていると考えております。自分の好きなことをする時間はとても大事ですが、家族でよく話し合って時間を決めてください。  |
| 34    | 小学4年生 | 給食の量700グラム以上  | 学校給食は、学校給食法で児童・生徒の皆さんの健康のために昼食でとるべき栄養量が決められています。それを基に給食の量を考えて作られていますので、ご理解をお願いします。   |
| 35    | 小学4年生 | 葛飾教育の日をなくす  | 区では、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、区の教育の充実を目的に「葛飾教育の日」を実施しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。   |
| 36    | 小学4年生 | いいと思います   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 37    | 小学4年生 | <p>現在、この当たり前のことを守ることが、ひと家族、いち親では環境や経済的にとても難しい現状があります。なぜなら、生活の根本的なところが崩れつつあるからです。LGBT法案による子どもへの性教育に対する歪みの懸念(命に対する向き合いかた)、子どもへの新型コロナワクチン接種推進(沢山の副反応の事例があがっています。子どもの身体への長期的不安)、水質基準見直しによる汚染(家庭浄水器ではもはや対応の限界)、食の安全を脅かすあまりにも乱雑な添加物(世界でも添加物大国といわれるほど汚染された食べ物が売られているのが日本です)、遺伝子操作された食べ物(表示義務の変更により選択すら難しい)。このような生きる上での基板がおざなりな現状に対して、区と家庭が合同で勉強しながら話す場所が必要だと思えます。今回の条例案の更に具体的な取り組みとしてご考慮いただきたいです。私は、子どもにとっての安全な環境とは、家庭で生活することに丁寧になることが第一歩だと思えます。宜しくお願いします。</p> | <p>子どもの命が守られ、安全・安心な環境の下で成長することについては、条例（素案）の第3条に明記しており、この基本理念に基づき、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設といった各主体が連携して子どもの権利を守っていきます。また、第18条では、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう、区は必要な支援を行うことについて明記しています。子どものみなさんが安全・安心な環境の下で成長するためには、家庭における役割も大きいと考えています。区全体において、子どもの権利を守り、子どもの成長を見守り支える意識が広がるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。また、今後の取組として、子どもの権利について学ぶ機会の確保を検討しております。いただいたご意見は、今後の取組において参考とさせていただきます。</p> |
| 38    | 小学4年生 | <p>全然守られてない。先生も学校も子どもの人権無視</p>  | <p>区立学校におきましては、人権尊重の理念に則った人権教育に取り組んでいます。区立学校の教員に対しては、人権教育研修会等を通して、人権課題である子どもの権利について、周知徹底を図ってまいります。個別の事案については、学校までご相談ください。</p>  |
| 39    | 小学4年生 | <p>サッカークラブに入っています。平日、学校が終わってからサッカーやりたくてもやれる場所がありません。公園で何でできないんですか？野球ボールはフェンスを超える可能性がありますがサッカーはそんなに飛びません。サッカーができる公園作ってください。公園でサッカー時間守りますし、楽しくサッカーしたいです。僕の声が届きますように！！</p>   | <p>子どもたちがサッカーを含むボール遊びができる場所を作ることは、区としてもとても重要であると考えています。広くない公園でサッカーなどのボール遊びをすると、他の利用者や周りの住宅に迷惑となる場合があり、サッカーなどをやるには、ある程度広いスペースや他利用者に影響がないルールが必要です。今後、広い公園を作るときは、場所の確保や利用ルールを決めるなど、いただいた意見を取り入れながら、検討してまいります。</p>   |
| 40    | 小学5年生 | <p>葛飾教育の日をなくしてほしいです。</p>  | <p>区では、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、区の教育の充実を目的に「葛飾教育の日」を実施しています。いただいたご意見は、これからの取組の参考とさせていただきます。</p>  |



| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方  |
|-------|-------|--|--|
| 41    | 小学5年生 | 公園を増やしてほしいです。  | 区では、誰もが歩いて行ける身近な公園を増やしていくこととしており、10年前のH26.4.1時点の面積は約195万㎡でしたが、R5.4.1時点の面積は約203万㎡に増えています。最近では、令和2年度に奥戸一丁目鬼塚公園を新しく整備しました。今後も引き続き、公園が少ない地域を中心に公園をつくれる場所がありましたら検討してまいります。  |
| 42    | 小学5年生 | 葛飾教育の日を無くしてほしい葛飾教育の日を無くしてほしい葛飾教育の日を無くしてほしい葛飾教育の日を無くしてほしい葛飾教育の日を無くしてほしい | 区では、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、区の教育の充実を目的に「葛飾教育の日」を実施しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。   |
| 43    | 小学5年生 | 職業体験がしたいです。  | キャリア教育はとても大切だと考えており、区では全ての中学校2年生を対象に、「職場体験」を実施しています。実際に働く経験を通して、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成しています。葛飾の区立中学校に進学した際には、楽しみにしててください。  |
| 44    | 小学5年生 | いじめは絶対にしない   | 条例（素案）では、第20条でいじめ等の権利侵害の防止について明記しています。<br>また、区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として、平成31年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を制定しています。今後も引き続き「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に取り組むとともに、子どもの権利に関する普及啓発に努めてまいります。 |
| 45    | 小学5年生 | いいと思いました   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 46    | 小学5年生 | ありません  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方   |
|-------|-------|---|---|
| 47    | 小学5年生 | お母さんお父さんの虐待体罰、学校のいじめ、みんながみんな携帯を持ってわけじゃないから電話じゃ無理だと思う。それで学校にも行けないと誰にも相談できない…。もっと子どもが選べる選択肢が必要だし、もっと子どもに目を向けるべきだ。全ての子どもの家を見れるわけじゃないから、だからこそ相談されるのを待つのではなく、もっと気にかけるべきだ。当たり前を手に入れてない子どももいるし、ヤングケアラーたちも苦しんでいるはずだ。もっと他に対応できる手段はないのだろうか？ | 虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラーなど、子どもが権利を侵害されることは、あってはならないことです。区では、各施設において、子どもの様子に気になることがあったら、必要に応じて子ども総合センターに連絡して支援につなげるなど、互いに協力・連携し、子どもの権利を守る取組を行っています。しかし、様々な困難を有する子どもがまだ多くいる状況です。全ての子どもが健やかに成長するには、区全体で子どもの権利を保障し、子どもの成長を見守り支えることが必要です。本条例を通じて、区全体に子どもの権利を守る意識が広がるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。また、今回のご意見を受け止め、様々な困難を有する子どもに対し、区としてさらにできることはないか、検討を進めてまいります。 |
| 48    | 小学5年生 | いいと思います。初めて知りました。   | より多くの方に本条例を知っていただくため、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。   |
| 49    | 小学5年生 | 子どもが健やかに育つ公共の場が減っている。特に公園は遊具が減り、老人のためのベンチや運動器具が増えている。これからの未来を作り支えていくのは子ども達なのに老人のためのものが多すぎると思う。  | 公園は、誰もが自由に遊べる場所ですが、子どもたちが健やかに育つための空間としての役割もあり、子どもたちが遊べる空間を作るとはとても大切だと考えています。今後、公園を整備していくときには、公園の利用状況をみながら、子どもたちの遊び場を増やしていくよう検討してまいります。  |
| 50    | 小学5年生 | 町会に掲げられているスローガンには、お年寄りはお宝だから大切にしようとかかれている。他の区は知らないが、葛飾区は老人第一だと思う。未来を作り支えていく子ども第一に切り替えなければ少子化は防ぐことは出来ない。今の老人たち世代のせいで日本人は絶滅すると思う。子どもの意見も大事だが、何より大事なのは子育て世代の意見を聞くことだと思う。   | 区では、あらゆる世代の方々が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。その中で、子ども・子育て施策は重要な課題の一つと考えています。本条例の素案作成に当たっては、子どもの意見のほか、保護者の方や支援者の方など、たくさんの方からご意見をいただきました。今後も子育て世代の方の意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。  |
| 51    | 小学5年生 | あまり無い   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |
| 52    | 小学5年生 | 給食室をバイキングにしたいです。なぜなら、今食品ロスなのでバイキングにしたら食品ロスがなくなるかなと思いました。私はSDGsをやりたいので、バイキングにしたらいかなと思いました。どうかお願いします。   | 学校給食は、児童・生徒の皆さんの健康のために必要な栄養がとれるように考えて作られています。バイキングでは人によってとれる栄養量にかたよりが出てしまう可能性があります。一人一人が必要な栄養をとるために、ぜひその日の給食を残さず食べるよう心がけてください。それが食品ロスを減らすことにつながります。   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 53    | 小学5年生 | 子どもが権利を使う時必要なら、第三者の専門の大人の助けを受けられることを保証して欲しいと感じました  | 条例（素案）の第6条第5号で、自分に関することについて、必要な助言や支援を受けながら、自分で決めることができると明記しているように、子どもの権利を行使するときには、大人に助けを求めることができます。困ったときは、いつでも周りの大人に相談してください。   |
| 54    | 小学5年生 | 公園などはみんなのものなので他の人のことを考えて遊ぶ。  | ご意見のとおり、公園など公共の施設を使うときは、お互い思いやりをもって使うことがとても大切です。条例（素案）の第4条第2項では「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします」と明記しています。区は今後も、お互いの権利を大切にできるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。   |
| 55    | 小学5年生 | 毎月学校公開やるのはやめてほしい。土曜日登校はつらい。行きたくない。   | 区では、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、区の教育の充実を目的に「葛飾教育の日」を実施しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。  |
| 56    | 小学5年生 | 外で遊ぶとうるさいと言われます。このじょうれいは子どもの何を守ってるのですか？ くわしく書いてません。知らない大人からうるさいと言われて、静かにしないといけません。本当に守ってるのですか？ | 条例（素案）の第6条第1号で遊ぶ権利を明記しているとおり、子どもにとって遊ぶ権利はとても大切な権利だと考えています。公共の場のルールを守りながら、子どものみなさんが、安心して遊ぶことができるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |
| 57    | 小学5年生 | 夏休み、家に1人になってしまうので、遊べるところをもっと作ってほしいです。  | 条例（素案）の第6条第1号で遊ぶ権利を明記しているとおり、子どもにとって遊ぶ権利はとても大切な権利だと考えています。今後も、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。   |
| 58    | 小学5年生 | 児童館はもっと新しくしてほしいです。そうすれば友達と行きたいです。  | 区は、赤ちゃんがおなかの中にいるときから子どもが成長するまで切れ目なく支援する仕組みである「葛飾区版ネウボラ」を進めています。その中で、切れ目のない支援を実現するための重要な施設の一つとして、子ども未来プラザの整備に取り組んでいます。子ども未来プラザでは、たくさんの子どもの集まり、いろいろな体験ができる環境の中で、一人ひとりの多様性を認めながら、お互いに刺激を受けることができるような施設を目指しています。今後も、子ども未来プラザの整備をはじめ、皆さんが友達と一緒に楽しく過ごせるような環境づくりを進めてまいります。 |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 59    | 小学5年生 | 児童保護法があるのは良いことだ。  | <p>ご意見いただいた児童保護法という法律は、現在国内にはありませんが、児童福祉法という法律がございます。児童福祉法第1条に「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と明記されています。</p> <p>本条例は、子どもの権利を保障するための基本的事項を定め、区全体で子どもの成長を支えていくことを目的としています。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。</p>                                  |
| 60    | 小学6年生 | <p>家の都合で、家で宿題ができません。なので図書館で宿題をやっています。しかし、図書館で椅子が全て埋まっていることが多々。</p> <p>なので区立図書館に、子ども専用(宿題ができそうな)を作って欲しいです。</p>   | <p>中央図書館及び地域図書館（地区図書館を除く）には、小学生向けの席を設けていますのでご利用ください。席が全て埋まっている場合には、一般席を利用できる場合がありますので職員にご相談ください。</p>   |
| 61    | 小学6年生 | <p>いじめをまずなくした方が良い。理由は、いじめを理由に自ら自分の手で命を失ってしまう人が多くなっています。なのでいじめをなくした方がよいと思います。ですが、「いじめをなくしてください」と言ってもすぐにいじめを辞める人はとても少ないので、口で言うだけではダメなことはわかっています。なぜ口で言ってもいじめが止まらないかと言うと今の時代はLINEやTwitterなどといったネットでの書き込みが規制なしにできるようになっているからです。そしてその言葉を書いた人は「自分が思ったことを書いただけだよ。」と言いますが、自分が思ったとしても人に伝えずに自分の心の中でそれを思っただけはいじめは少なくなり、自分の手で自ら命を失とうとする子が少なくなるといいます。人の命は一人に一つしかないものです。その人の代わりの人はその人以外世の中にはいないんです。その子も死にたくて死ぬわけではありません。人にことをいじめる人がいるから、精神的に傷ついて自殺までと至ってしまいます。そういう人をなくすために周りの声掛けが必要だと思えます。</p> | <p>平成31年4月に制定した「葛飾区いじめ防止対策推進条例」の前文には、「いじめを根絶するためには、子どものみならず、全ての人が『いじめは絶対に許さない』という意識を強く持ち、いじめを許さない文化と風土を創ることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指さなければなりません。また、私たちは、全ての子どもが、笑顔で安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。」と書かれています。まずは、あなたのように、すべての人がいじめをなくしたいと思うこと。そして、すべての人がいじめをなくすためのルールやきまりがあることを知り、守ろうと努力すること。全ての人の思いと努力が集まれば、いじめをなくすことができると思います。</p> |
| 62    | 小学6年生 | いいと思います。  | <p>区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。</p>  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方  |
|-------|-------|--|--|
| 63    | 小学6年生 | 子どもに対する、配慮や決まりがハッキリとしていて良いと思います。<br>どんな子どもでも大切にされる葛飾区にしたいですね！（* 'v' ）☆ | 全ての子どもの権利が保障される社会の実現を目指し、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |
| 64    | 小学6年生 | ない   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 65    | 小学6年生 | それでいいと思う   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 66    | 小学6年生 | 差別をなくしたい   | 条例（素案）の前文、第3条第4号、第5条第4号、第13条第1号、第14条第3号、第15条第2号において、差別を受けないことについて明記しています。<br>また、「葛飾区基本構想」において「あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を發揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります」と明記しているほか、「葛飾区人権施策推進指針」においても「あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します」を基本目標の一つとしています。今後も区全体で、差別がない社会の実現を目指してまいります。 |
| 67    | 小学6年生 | いいと思います  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 68    | 小学6年生 | 良い   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 69    | 小学6年生 | 子ども同士のいじめのない世界 不登校の人が居ない世の中  | 平成31年4月に制定した「葛飾区いじめ防止対策推進条例」の前文には、「私たちは、全ての子どもが、笑顔で安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。」と書かれています。大人も子どもも全ての人が、いじめも不登校もない世界の実現に向けて、真剣に考え、行動に移すことが大切ではないかと考えています。  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）  | 区の考え方  |
|-------|-------|---|--|
| 70    | 小学6年生 | <p>小さな子どもにも分かる言葉にしてほしい。きれいごとを並べられているようで、具体的な権利の内容がわからなかった。していけないこと、迷惑かけていけないとか義務ばかり教えられている。みんな同じ方向向くような軍隊を育てたいのだろう。義務教育は義務でないとか、親の都合に合わせて、子どもがぎせいになりたくない。</p>   | <p>本条例は、子どもの権利を守るための基本的なことを定めております。条文については、読み手によって解釈が変わらないよう、正確かつ一義的に表現する必要がございます。このため、条文には知らない言葉や分かりにくい表現もございますが、少しでも読みやすくなるよう、全ての漢字に振り仮名を振ったり、文末を「です」「ます」と表現するなどの工夫をしております。</p> <p>また、子どもの権利の具体的な内容については、条例（素案）の第5条から第8条に明記しております。迷惑かけてはいけないことについては、条例（素案）の第4条第2項で、子どもは自分以外の人の権利を大切にすることを明記しております。</p> <p>今後は、区全体に子どもの権利を守る意識が広がっていくよう、普及啓発に取り組んでまいります。</p>  |
| 71    | 小学6年生 | <p>葛飾区からいじめを全て無くし全ての子どもが平等にという条例は、いかがでしょうか？</p>   | <p>条例（素案）では、第4条第1項に全ての子どもには生まれたときから権利があることを明記するとともに、第20条にいじめ等の権利侵害の防止について明記しています。</p> <p>また、区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として、平成31年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を制定しています。今後も引き続き「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に取り組んでまいります。</p>  |
| 72    | 小学6年生 | <p>「子どもの意見を大切に受け止め…」とあるのですがクラスのガキ大将に自分の意見を強制されているような気がします（どういことかと言いますと子どもを厳しく叱った先生をみんながずっと馬鹿にしている私が「それやめようよ」と言ったらいじめられるようになりました。）。大人が子どもの意見を強制させないことはもちろん大事だと私も思うのですが、子どもが子どもの意見を強制させることもあってはならないのではないかと思います。つまり、私が言いたいことは大人が子どもに対して色々制限させることはあってはいけないのでは、と考えていますが、子どもが子どもをいじめたりするようなことを止めるような内容を盛り込んでいただきたいです（「いじめなどの権利侵害は誰もがしてはならないという認識のもと…」とありますが、子どものいじめについて、もっと深く追求していただきたいということです。）。</p> | <p>条例（素案）の第4条第2項において「子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします」と明記しています。これは、自分以外の人にも同様に権利があることを十分に認識し、他者への感謝の気持ちや思いやりを大切にしてほしいとの思いがあります。この考えを子どもみなさんに持ってもらい、いじめをなくしていきたいと考えています。</p> <p>本条例は、区全体で子どもの権利を守るための基本的なことを定めており、本条例を通じて、いじめ等で権利が侵害されることがなく、子どもみなさんが安全で安心して過ごすことができる社会にしていきたいと考えています。</p> <p>また、区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として、平成31年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を制定しています。今後も引き続き「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に取り組むとともに、区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発を行ってまいります。</p> |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 73    | 小学6年生 | とてもいい権利だと思ったからこのようなことを受け継いで未来の子どもたちを安心させて元気にすごさせたいとおもった  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |
| 74    | 小学6年生 | 肌の色が違うからと、私が言われたら嫌なことを言われている人がいるので私は肌による差別には反対です。だから差別がない世の中になってほしいし肌の色が濃い人を優先しすぎて肌の色が薄めの人を受験などに合格しないのも好きではないです。だから肌が濃い人も薄い人も差別されない社会になってほしいと思っています。 | 条例（素案）の前文、第3条第4号、第5条第4号、第13条第1号、第14条第3号、第15条第2号において、差別を受けないことについて明記しています。<br>また、「葛飾区基本構想」において「あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります」と明記しているほか、「葛飾区人権施策推進指針」において「誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちを目指します」を基本目標の一つとしています。今後も区全体で、差別がない社会の実現を目指してまいります。 |
| 75    | 小学6年生 | 夢はサッカー選手になることです。学校が終わってからサッカー練習したいけどやれる場所がないです！サッカーやれば怒られ、しまいには警察に通報され嫌な思いです。どうかサッカーができる公園を作ってもらいたいです！   | 区内からサッカー選手が誕生することは、区としてもとても喜ばしいことです。そのためにサッカーを含むボール遊びができる公園をつくることは大切だと考えます。今後、広い公園をつくる時には、ボール遊びができるスペースや利用ルールを考えていきます。そしてみんながルールを守って楽しく憩える公園を目指してまいります。   |
| 76    | 中学1年生 | 先生がお気に入りの生徒、お気に入りじゃない生徒で大きく態度を変えるのでそれをやめさせてほしいです。（質問に答えてなかったごめんなさい。）   | 区立学校におきましては、人権尊重の理念に則った人権教育に取り組んでいます。区立学校の教員に対しては、人権教育研修会等を通して、人権課題である子どもの権利について、周知徹底を図ってまいります。個別の事案については、学校までご相談ください。  |
| 77    | 中学1年生 | 昔までは女性や子どもは優先されない政治だったけど、私たちの意見も尊重されるようになれるのは嬉しいと感じた。  | 条例（素案）の第3条第2号などで、子どもの意見を尊重することについて明記しています。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |
| 78    | 中学1年生 | 親に縛られない何か  | 条例（素案）の第6条第5号で、自分に関することについて、自分で決めることができることを明記しています。区は今後も、子どもの権利が守られるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。   |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方  |
|-------|-------|--|--|
| 79    | 中学1年生 | 特にないです。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 80    | 中学1年生 | 教師による威圧的および差別的な発言ならびに態度に対して、葛飾区独自の擁護並びに規制ならびに懲戒処分を設ける。子ども同士のいじめ関連に対しても同様に何も対応しないおよび加担するような不作為の大人に対しての罰則を強化する。  | 区立学校におきましては、人権尊重の理念に則った人権教育に取り組んでいます。区立学校の教員に対しては、人権教育研修会等を通して、人権課題である子どもの権利について、周知徹底を図ってまいります。個別の事案については、学校までご相談ください。   |
| 81    | 中学1年生 | 公園をボール遊び禁止にしないでほしい。誰も使っていない公園なら、柔らかいボールで遊べるし、小さい子や他の人がきたら、端で遊ぶか、別の遊びにすればいい。みんなが使える公園だから、ゆずりあって遊べばいい。誰も使っていない公園がたくさんあって、もったいないと思う。禁止、じゃなく、思いやりをもって使うことを考えたらいいと思う。 | 公園は、基本的には、自由にボール遊びができるようになっています。区としても、公園は、利用者が譲り合って利用していただきたいと思っており、看板等で注意やお願いをしていますが、利用マナーが悪かったり、近隣の住宅やほかの利用者に迷惑のかかるような行為があったりすると、やむを得ずボール遊びを禁止にしたり、制限をかけたたりしています。引き続き、利用者が譲り合って公園を利用していただくように利用ルールを決めるなど注意喚起を進めるとともに、今後、公園を作っていくときには、公園の利用状況を確認しながら、ボール遊び場ができる場所の確保を検討してまいります。 |
| 82    | 中学1年生 | 僕のまわりを見てみると、自分に関わることに主体的に取り組もうと積極的な人が少ないので、子どもが育つための何個かの条例の恩恵が受けられない。  | 条例（素案）の第6条第5号において、自分に関することについて、自分で決めることができると明記しています。子どものみなさんに自分の権利について考えてもらえるよう、今後も子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。  |
| 83    | 中学2年生 | しっかりとできていいと思いました。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。   |
| 84    | 中学2年生 | 今は大人が子どもの話を聞いてくれないこともあるのでそこが良くなるとういいなと思いました。   | 条例（素案）の前文や第22条第2項で、大人が子どもの意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えることについて明記しています。今後、区として、子どもが自分の意見を表明できる場や社会参加の機会を確保するとともに、大人が子どもの意見を聴くことについて定着を図ってまいります。  |



| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 85    | 中学2年生 | ただ薄い布を体にはおうだけの水泳の授業は無くした方がいいと思う。100歩譲って男女別ならまだしも合同は普通に考えておかしいしあり得ない。胸が大きくて悩んでる子とか体型で悩んでいる子とかたくさんいるのにわざわざ露出するような格好をして受ける意味があるのか。その子が周りから悪口を言われ悲しむことは想像できないのか。これを先生とかに言うとか教育だとか言うけどなんでも教育ってまとめないでほしい。正直に水泳の授業が始まるから学校行きたくない。でも休んだら成績に、、、とかもうよくわからない。分かってくれる大人はいないのか。   | 水泳指導は学習指導要領に定められた内容であるため、小・中学校において実施する義務があります。そのため、水泳の授業への参加のご心配につきましては、まず学校の担任の先生や体育保健科の先生、養護の先生などに相談してください。また、学校には、学校生活における心配ごとを聞いてくれるスクールカウンセラーもおりますので、お話してみてください。 |
| 86    | 中学2年生 | 特にないです。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |
| 87    | 中学2年生 | 私は今不登校です。不登校の理由は様々ですが、特に私は学校に行くことに対する身体的拒否反応で行けていません。学校側はオンラインなどで授業に受けられるようにしてくれましたが、出席にはなりません。子どもには幸せになる権利があるのに、不登校での出席日数などで行きたい高校に行く可能性が低くなっています。なので、高校の通信校のようにオンラインやテスト、提出物などで単位が取れるようになったらいいなと思っています。カウンセリングも必要ですが、少しでも子どもたちに、不登校の子に希望をあげられるように変わっていきたくらいなと思っています。どうか、葛飾区の未来のためにも子どもたちの心に寄り添えるように、区で検討していただけないでしょうか？ | 区では、不登校児童・生徒の出欠席の扱いについて、各学校が可能な限り不登校児童・生徒の努力を認め、出席扱いにできるようにしています。一定の要件を満たせば、オンラインでの授業も出席扱いになります。今後も、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行ってまいります。                                    |
| 88    | 中学3年生 | 子どもと会ったら必ず『あいさつ』をする。〔理由:安心して登校するには知っている人がいたほうがいいのかから挨拶で顔を覚える〕  | 年上のお兄さんやお姉さん、地域の方からあいさつをしてもらうことで、安心して登校できると思います。区は今後も、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |
| 89    | 中学3年生 | 私はこれに賛成です。   | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 90    | 中学3年生 | この条例の効果の確認や若者の政治参加を促すため子どもが意見を区に簡単に伝えることができる仕組みを作るべきだと思う。この条例についてプリントを渡して自分で意見を提出してねと言うだけではおそらくほとんどの生徒が意見を提出しないので自分たちの権利について深く考えるためにも総合で話し合いをして意見を提出するなどの時間を設けるべきであると思う。 | 区では、本条例を学ぶ機会や子どもの意見表明の仕組みについて、現在検討を進めています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。   |
| 91    | 高校1年生 | 歩きタバコやマンションの隣人による副流煙の匂いに悩まされています。受動喫煙に関する条例を強化していただきたいです。  | 副流煙を吸ってしまうなどの望まない受動喫煙が起きないように、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、たばこを吸うときに周囲への配慮を伴う意識や行動の変容を促す啓発に取り組んでまいります。  |
| 92    | 高校1年生 | 子どもにも保護者も、大切に作られている条約だと思いました。  | 区全体で子どもの権利が守られるよう、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。  |
| 93    | 高校3年生 | 街の警備態勢を上げる   | <p>ご質問は街の警備態勢を上げてほしいとのことですが、質問の趣旨を区内の防犯対策の向上と捉え、主なものとして「防犯カメラ」「青色防犯パトロール」「通学路」について回答します。</p> <p>初めに、防犯カメラについてです。区の道路上を撮影する街頭防犯カメラは、自治町会や商店会の協力を得て、これまで1,233台設置してきましたが、区ではさらに設置を進めるため、設置に対する助成を行っています。また、街頭防犯カメラ以外にも、通学路に設置する子どもの見守りのための通学路防犯カメラ、公園内の防犯のための公園防犯カメラなど、区内には様々な防犯カメラが設置されています。</p> <p>次に、青色防犯パトロールについてです。青色回転灯を備え付けた自動車パトロールをし、不審者の警戒や振り込め詐欺対策のマイク広報を行い、区内を巡回しています。また、自治町会、PTA、その他防犯ボランティア団体等による青色防犯パトロール活動も推奨しており、各団体と連携して防犯対策を行っています。</p> <p>最後に、通学路についてです。登下校の対策として、通学路防犯カメラの設置、スクールゾーンの確保、登下校時の見守りを行っています。</p> <p>これらの現在行っている街の防犯活動は、区だけで行えるものではありません。また、今回ご紹介したこと以外にも様々な取組も行っています。引き続き、区で行っている取組をより良いものとするため、検証を怠らず、犯罪のない街づくりを目指して地域一体となって防犯対策に取り組めるよう、啓発活動にも取り組んでまいります。</p> |

| 意見No. | 学年    | 意見（原文）   | 区の考え方   |
|-------|-------|--|---|
| 94    | 高校3年生 | <p>選挙カーの声が大きくても法律で守られてるように、子どもの遊ぶ声も条例か何かで守って欲しいです。渋谷区は選挙演説の音量について条例で規制してるそうです。葛飾区も本当に子どもの権利について考えてるなら、それを真似してもいいのではないのでしょうか。大人達から毎回邪魔者扱いしない、子どもに対してうるさいと怒鳴らない事は書かれてないの</p> <p>で。</p> | <p>条例（素案）において、子どもの遊ぶ権利や地域全体で子どもの権利を守る<br/>ことについて明記しているとおり、子どもの成長を地域全体で見守る社会が望<br/>ましいと考えています。大人が子どもを邪魔者扱いすることは、あってはなら<br/>ないことです。区全体で子どもの権利が守られるよう、今後も子どもの権利に<br/>関する普及啓発を行ってまいります。</p> |